

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 水道建設課

許認可等の内容		給水装置工事の設計及び施工の設計審査
根拠法令等及び条項		栃木市水道事業給水条例第8条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市水道事業給水条例第30条 栃木市水道事業給水条例施行規程第10条 栃木市給水装置工事標準仕様書
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 8年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>工事の設計及び工事は管理者または、管理者が法第16条の2第1項の指定した者である指定給水装置工事事業者が施行する。(ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他市町村指定給水装置工事事業者が施工する必要があると認めるときはこの限りではない。) この場合、あらかじめ管理者の設計審査を受け(使用材料承認を含む)、竣工後に工事検査を受ける。(条例8条)</p> <p>手数料は申し込みの時に徴収する(条例30条)</p> <p>管理者の設計審査に伴う手数料 1件につき1,000円 工事の検査を行う手数料 1件につき1,000円</p> <p>工事の設計審査の基準は、管理者が定める基準に従い審査する。(施行規程10条)</p> <p>① 水栓まで直接給水する者にあつては給水栓まで ② 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで</p> <p>利害関係人が存在する場合には、それぞれ該当する書類の提出を必要とする。(施行規程11条)</p> <p>① 他人の給水装置から分岐して、給水装置を設置するとき(給水支管設置承諾書) ② 他人の所有物件を通過して給水装置を設置するとき(土地・家屋使用承諾書) ③ 特別の理由があると認められるとき(同意書または誓約書)</p> <p>栃木市水道事業給水条例</p>	

(工事の施行)

第8条 給水装置工事の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者（以下「他市町村指定給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事の設計及び工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者（他市町村指定給水装置工事事業者を含む。以下同じ。）が給水装置工事の設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事の竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(手数料)

第30条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とし、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

- (1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき 10,000円
- (2) 第8条第2項の設計審査をするとき 1件につき 1,000円
- (3) 第8条第2項の工事の検査をするとき 1件につき 1,000円
- (4) 各証明書を交付するとき 1件につき 300円
- (5) 第20条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき 300円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

栃木市水道事業給水条例施行規程

(工事の設計基準)

第10条 条例第8条第2項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する設計は、管理者が別に定める作成基準に従い作成し、その設計範囲は、次のとおりとし、かつ、管理者の設計審査を受けなければならない。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
- (2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで

2 前項第2号の場合において、受水槽以下の装置について、管理者が量水器の設置上又は管理上必要であると認めるときは、指定給水装置工事事業者は、当該装置の設計書を提出しなければならない。

栃木市水道事業給水条例第8条第2項の規程による指定給水装置工事事業者が施行する設計の作成基準は、「栃木市給水装置工事標準仕様書」による。